



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

産業用材料

主要な問題および提案

alt

Nickel

28

Ni

ニッケル

58.69

1.8

63

C

C

ニッケル

年次現状報告：進展なし

- ❑ ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。
- ❑ したがって、日本のメーカーがニッケル所要量を競争力のある価格で調達できること、およびニッケル製品への容易で安定したアクセスを保証されることが肝要である。
- ❑ しかし日本は、ニッケル地金（輸入コード 750210000）、フェロニッケル（輸入コード 7202600100 / 7202600100）、酸化ニッケル焼結物（輸入コード 750120100 / 750120210）といった加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。
- ❑ こうした製品には、3.0%～3.3%、あるいは44円 /kgの関税率が適用されている。

ニッケル

年次現状報告：進展なし

- ❑ したがって、輸入加工ニッケル製品に対する関税の継続と、それが欧州の生産者に及ぼす影響は、もはや正当化できない。
- ❑ 関税率が精製ニッケルに及ぼす影響は、とりわけステンレス鋼産業の国内ユーザーにとってのコストの大幅増として現れてくる。
- ❑ 歓迎すべきフェロクロムの関税撤廃に続き、ニッケルに対する関税の廃止は、日本のステンレス鋼産業の競争力強化へ向けてのさらなる重要な一歩になるとEBCは確信する。



ニッケル

提案

日本政府は、ニッケル製品を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。これは、日本が競争力を維持する上で肝要である。

A mound of white powder, likely a chemical substance, is shown against a black background. The powder is piled in the center, with some smaller clumps scattered around it. The lighting is dramatic, highlighting the texture of the powder.

溶融アルミナ、炭化ケイ素、 四三酸化マンガン

溶融アルミナ、炭化ケイ素、 四三酸化マンガン

年次現状報告：進展なし

- ❑ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンはすべて3.3%の関税が課せられるが、輸入の大半は一般特惠制度により関税が免除されている国々から輸入されている。
- ❑ 幾つかの分類に関しては、日本で加工すらされていない製品に関税が課される。
- ❑ これは、炭化ケイ素(関税コード:284920010(一定粒度)、284920090(その他))に加えて、輸入溶融アルミナ(人工コランダム、関税コード:281810010(一定粒度)、281810090(不定粒度))の価格を押し上げ、事実上日本のエンドユーザーに付けを回していることになる。
- ❑ この状況は、現在の供給不足によりいっそう悪化している。

熔融アルミナ、炭化ケイ素、 四三酸化マンガン

年次現状報告：進展なし

- ❑ 炭化ケイ素と四三酸化マンガンに関しては、輸入のほとんどを一国のみに頼っている。
- ❑ 唯一の供給源へのそうした依存は、供給不足や市場支配の企てに対して日本の立場を脆弱にさせる。
- ❑ 最大限の生産能力で稼働しても、需要のわずか15%にすぎないと推定される限られた国内生産能力を考慮するなら、これはとりわけ懸念すべきことである。



熔融アルミナ、炭化ケイ素、 四三酸化マンガン

提案

日本政府は、熔融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンを始めとする全ての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。



欧州ビジネス協会
在日欧州(連合)商工会議所

Tax

関税分類



関税分類

年次現状報告：進展なし

- ❑ 日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。
- ❑ 税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、分類決定に異議を申し立てるために利用できる上訴メカニズムもない。
- ❑ 日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案

日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定に関する税関当局間の一貫性向上と紛争解決メカニズム強化のための包括的戦略を策定すべきである。